

# 長久手市飼い主のいない猫避妊・去勢手術費補助金（臨時事業分）交付 要綱

## （趣旨）

第1条 長久手市飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費補助金（臨時事業分）（以下「補助金」という。）は、飼い主のいない猫の不必要的繁殖又は周囲に対する危害若しくは迷惑の未然防止を図るとともに、動物保護管理思想の高揚に資するため、市内に生息する飼い主のいない猫に避妊又は去勢手術（以下「手術」という。）及び耳カットを受けさせる者に対し、予算の範囲内において交付するものとする。

## （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 所有者がいない猫をいう。
- (2) 避妊手術 卵巣又は卵巣及び子宮摘出手術をいう。
- (3) 去勢手術 精巣の摘出手術をいう。
- (4) 耳カット 片方の耳の先端をV字に切り取る処置をいう。

## （交付の対象）

第3条 補助金の交付の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 長久手市に在住する者で、市内に生息する飼い主のいない猫に手術を受けさせるもの。
- (2) その他市長が必要と認めたもの。

## （補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 獣医師が行う避妊手術又は去勢手術に要した経費
- (2) 耳カットに要する経費
- (3) その他手術の実施に直接必要になる経費

#### (補助金額)

第5条 補助金の額は、飼い主のいない猫1匹につき、25,000円を限度とし、補助対象経費の全額とする。ただし、その額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

#### (補助金交付申請兼完了報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、手術の実施日から60日以内もしくは手術を実施した年度の3月15日（閉院日の場合は、直前の開院日）のいずれか早い日までに長久手市飼い主のいない猫避妊・去勢手術費補助金（臨時事業分）交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。また、提出時に申請者本人が確認できるものを明示しなければならない。

- (1) 耳カットが実施される前の猫の写真（猫の全身及び耳カットがされていないことが確認できるもの）
- (2) 耳カットが実施された後の猫の写真（猫の全身及び耳カットがされていることが確認できるもの）
- (3) 獣医師が発行した補助対象経費の内訳が明記されている領収書等又は長久手市飼い主のいない猫避妊・去勢手術費補助金（臨時事業分）実施証明書（様式第2号）

#### (補助金決定通知)

第7条 市長は、前条の申請書兼実績報告書の提出があったときには、申請内容を審査し、適當と認めるときは長久手市飼い主のいない猫避妊・去勢手術費補助金（臨時事業分）交付決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）にて、不適當と認めるときは長久手市飼い主のいない猫避妊・去勢手術費補助金（臨時事業分）不交付決定通知書（様式第4号）にて通知するものとする。

#### (補助金の請求)

第8条 前条の規定により補助金の決定通知書を受けた者（以下「補助

対象者」という。)は、速やかに長久手市飼い主のいない猫避妊・去勢手術費補助金(臨時事業分)請求書(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。

(補助金交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の取消しを行うことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金の交付要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定に基づき、補助金の交付決定を取り消した場合は、長久手市飼い主のいない猫避妊・去勢手術費補助金(臨時事業分)交付取消通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。